

常陸太田市除染実施計画

〈 第 2 版 〉

平成 2 5 年 3 月

常陸太田市

常陸太田市除染実施計画

〈第2版〉

目次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
2. 除染実施計画の対象となる区域	2
3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域.....	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の 区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	4
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	5
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する 事項	6
7. その他の事項	7

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる汚染を除去する等の、環境の回復（除染）に取り組んでまいります。当市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき除染に取り組み、平成25年8月末までに追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの生活空間については約60%減少）した状態を実現することを目指し、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

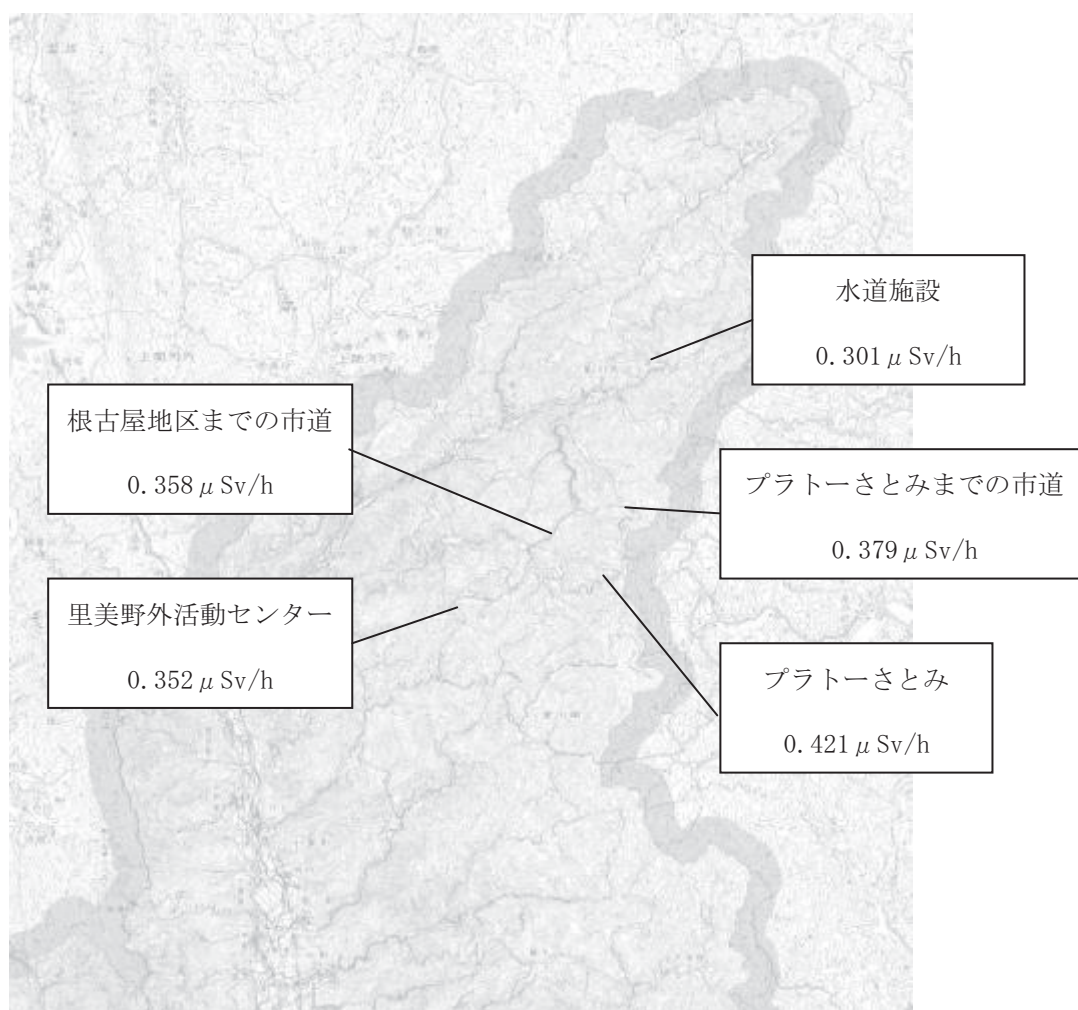
なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

市が主体となって実施した市内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、以下の区域を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区 域	空間線量率の範囲 (μ Sv/h)	平均空間線量率 (μ Sv/h)
里川町の山間地域	0.140~0.700	0.347

里川町施設等の平均空間線量率



3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域（施設）の次の除染対象ごとに、次の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
プラトーさとみ ※1	市・国 ※2
里美野外活動センター及びハイキング道 ※3	県・国 ※2
水道施設	市
市道（側溝含む）	市

※ 1 「プラトーさとみ」は管理者である市が除染を実施します。施設に隣接する国有地は国（林野庁）が除染を実施します。

※ 2 国が実施する除染対象は、施設境界や市道等の外縁に接した国有林とします。

※ 3 「里美野外活動センター及びハイキング道」は管理者である県が除染を実施します。施設に隣接する国有地は国（林野庁）が除染を実施します。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域（施設）で除染を行う際には、「除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月 第 1 版）及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」（平成 23 年 環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 3 月 29 日改定。）に則って実施します。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な線量率マップを作成した上で線量率の高いところを中心に、下表から適切なメニューを選択して除染を実施します。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

除染対象		内容（下記から必要な措置を選択します）
プラトーさとみ	プラトーさとみ	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ○雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ○アスファルトのブラシ洗浄、高圧洗浄 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去 ※1 ○客土、圧密における原状回復 ※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ※2 ○現場保管の際の残土による原状回復 ※2 ○汚染されていない土等による被覆 ※3 ○枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
	市道（側溝含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○（路面）散水車及び清掃車によるブラッシング ○（路面）手作業によるブラシ洗浄 ○（路面）歩道洗浄、除草 ○（側溝）泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄 ○（法面）除草
	生活圈隣接の森林	<ul style="list-style-type: none"> ○枝葉の剪定、枝打ち ○落葉の除去、除草
里美野外活動センター及びハイキング道	里美野外活動センター及びハイキング道	<ul style="list-style-type: none"> ○庭等における表土等の除去 ※4 ○客土、圧密における原状回復 ※4 ○庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ※5 ○現場保管の際の残土による原状回復 ※5 ○汚染されていない土等による被覆 ※6
	生活圈隣接の森林（林間通路）	<ul style="list-style-type: none"> ○枝葉の剪定、枝打ち ○落葉の除去、除草
水道施設	公共施設（水道取水場）	<ul style="list-style-type: none"> ○枝葉の剪定 ○落葉の除去、除草

※1、※2、※3、※4、※5、※6 これらの除染作業を実施する場合は、施設の特徴や施設内放射線量率分布を考慮して、どちらか一方を選択します。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

平成 25 年 8 月末までに、下記のスケジュールで除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 8 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 25 年 8 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
プラトーさとみ		→	→
里美野外活動センター及びハイキング道		→	→
水道施設		→	→
市道（側溝含む）		→	→

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

(1) 保管場所及び処分

除染に伴い発生する除去土壌等は、「除染関係ガイドライン」に沿って覆土や穴埋め等により保管した後、処分します。保管場所は、平成 25 年 8 月までに設置することを目指します。なお、国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等についても、協議の上、市が設置した保管場所にて市が保管する場合があります。

(2) 収集、運搬

除去土壌等の収集、運搬にあたっては飛散流出防止につとめます。また、除去土壌等の発生場所から保管場所までの運搬は迅速に行います。

(3) 保管

除去土壌等の保管にあたっては、必要に応じ遮へい等を行うとともに、定期的な空間線量率の測定等、放射線モニタリングを行います。なお、国や県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壌等を、市が設置した保管場所にて市が保管する場合は、国や県等と協議の上、放射線モニタリングを行います。

(4) 記録の保存

除去土壌等の種類、数量、収集・運搬日時、収集場所及び保管場所の空間線量率等を記録し、保存します。

7. その他の事項

(1) 除染結果等の公表

市が実施した除染の結果等については、適宜適切に公表していきます。

(2) 除染後の継続的なモニタリングの実施

子どもの生活環境である公共施設については、継続して空間線量率のモニタリングを実施していきます。

(3) 計画の改正

除染等の措置等の進捗状況、空間線量率の推移を踏まえ、また、特措法等の制度改正に合わせ、必要に応じて本計画の改定を行います。

以 上